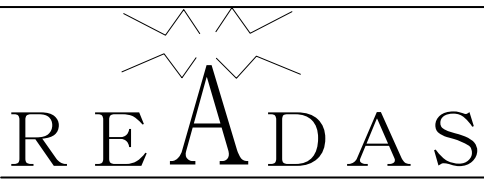


第 5724 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 6月 2日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 源泉所得税の納期の特例

Q：源泉所得税の「納期の特例」とは、どのような制度ですか？

A：源泉所得税及び復興特別所得税の納付が年に2回で済むという特例です。一定規模の法人に認められています。

【解説】

「納期の特例」とは、給与等の支払人員が常時10人未満である源泉徴収義務者に限り認められている制度で、この納期の特例の承認を受けると給与等や退職手当等、一定の報酬等（給与等）から徴収した源泉所得税及び復興特別所得税を次のように年2回にまとめて納付することができるようになります。ただし、この制度を受けるには、所轄の税務署長宛に源泉所得税の納期の特例の承認に関する届出書を提出して、承認を受けなければなりません。

- ・ 1月分から6月分・・・7月10日
- ・ 7月分から12月分・・・翌年1月20日

この場合、「給与等の支払を受ける者が常時10人未満」かどうかは、給与等の支払を受ける者の数が平常の状態において10人未満かどうかで判定します。

なお、納期の特例の承認を受けていない源泉徴収義務者が12月に源泉徴収した源泉所得税及び復興特別所得税の納期限は、翌年の1月10日ですので、間違いのないようにしてください。

